

令和4年度化学肥料原料調達支援緊急対策事業に係る公募要領

第1 総則

令和4年度化学肥料原料調達支援緊急対策事業（以下「本事業」という。）に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるとおりです。

第2 事業内容、事業実施主体の要件等

1 事業内容等

本事業の内容、補助率、事業実施主体の要件等については、化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施要領（令和4年4月28日付け4農産第635号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるとおりとします。

2 補助対象経費の範囲

補助対象となる経費の範囲は、実施要領別記の1に定めるとおりとします。

また、実施要領に定める経費であっても、補助金の交付額算定の根拠となる書類（納品書、請求書、輸入業者保証票、輸入許可通知書等）によって金額、内容等が確認できないものについては補助対象となりません。

なお、申請に当たって実際に交付される補助金の金額については、補助対象経費等の精査により減額することもありますので御留意ください。

第3 申請書類等の作成、提出期限等

本事業への応募を希望する応募者は、応募書類を作成の上、提出期限までに提出先に提出してください。

1 応募書類等

(1) 化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施計画（別記様式）

(2) (1)に関する添付書類等

令和3年4月1日から10月31日までの期間の調達困難国からの調達について、調達実績量、調達先国、肥料の登録番号、調達元・調達先企業名が確認できる書類（例：調達元からの納品書、輸入業者保証票、輸入許可通知書等）

(3) 化学肥料原料を原料とした肥料の製造を業として行うことが確認できる書類

（肥料の品質の確保等に関する法律第10条（昭和25年法律第127号）の登録証の写し（生産登録の肥料に限る。）、第16条の2の指定混合肥料の生産業者の届出書の写し等）

2 提出期限：令和4年5月20日（金）午後5時00分（必着）

3 事業の内容、応募書類等の作成等に関する問合せ先

本事業についての問合せ先は、以下のとおりです。

なお、問合せの受付時間は、土・日・祝祭日を除く午前10時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までの間を除く。）とします。

【 問合せ先 】

農林水産省農産局農産政策部技術普及課 資材効率利用推進班

電話（ダイヤルイン）：03-6744-2435

メールアドレス：hiryo_shizai120@maff.go.jp

4 提出先

5 注意事項

- (1) 応募書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。
- (2) 応募書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出後の応募書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はしませんので、御了承ください。
- (4) 提出された応募書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、本事業以外には無断で使用いたしません。
- (5) 審査に当たり、応募者に申請内容の確認を行う場合があります。

第4 事業計画書等の採択について

1 事業実施主体の採択

- (1) 農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、応募者から提出された応募書類を審査し、本事業の事業実施主体となり得る候補者（以下「事業実施主体候補者」という。）を採択し、予算の範囲内において承認します。

なお、申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者については、応募書類の承認においてその事実を考慮するものとします。

- (2) 農産局長は、事業実施主体候補者として採択された者に対してはその旨を、採択されなかった者に対しては採択されなかった旨を通知するものとします。

2 交付決定に必要な手続

事業実施主体候補者は、化学肥料原料調達支援緊急対策事業費交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第633号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、実施要領、その他の通知の内容を承知した上で、交付等要綱に基づき、交付申請を行うものとします。

なお、交付申請の内容について、農産局長の指摘に基づいて修正していただくことがあります。

第5 事業実施主体に係る責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管など）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法

律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

(2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱、実施要領等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を有することとなります。

3 事業成果等の報告等

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、交付等要綱に基づき農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

また、事業対象期間内における取組内容及び本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、事業実施主体による新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出してください。

報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

4 その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

別記様式

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施計画を添付し、応募します。

化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施計画

1. 事業実施主体の概要

事業実施主体名		
代表者の役職・氏名		
事業実施主体の事務局が所在する住所		
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

2. 事業の目的

--

3. 事業の内容

(1) 令和3年4月1日から10月31日までの調達実績量

化学肥料原料	調達先国 (調達困難国)	登録番号		調達先国	登録番号	
		登録番号	調達実績量 (t)※		登録番号	調達実績量 (t)※
尿素	中華人民共和国			その他		
りん酸アンモニウム	中華人民共和国			その他		
塩化加里	ロシア連邦			その他		
塩化加里	ベラルーシ共和国			その他		

※上記調達先国から該当の化学肥料原料を調達していない場合には、調達実績量を0とする。

(2) 令和4年4月1日から10月31日までの調達予定量

化学肥料原料	調達元※ 1	調達先国	調達予定量(t)※2							合計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	

※1 当該化学肥料原料を調達する輸入事業者名又は販売業者名を記載することとする。ただ

し、海外の事業者から直接調達する場合は、その旨を記載することとする。
 ※2 実施要領第2に定める化学肥料原料ごとに、各調達先国からの調達予定量を記載する。
 ※3 適宜、行を追加するものとする。

4. 交付申請額

単価 A を適用するもの			合計	円
化学肥料原料	単価 (万円/ トン)	調達量 (トン)		
尿素	2.04	×	=	
りん酸アンモニウム	2.28	×	=	
塩化加里	2.04	×	=	
単価 B を適用するもの			合計	円
尿素	0.97	×	=	
りん酸アンモニウム	0.97	×	=	
塩化加里	0.97	×	=	
塩化アンモニア	0.97	×	=	
硫酸アンモニア	0.97	×	=	
硫酸加里	0.97	×	=	
単価 A を適用したものの合計 + 単価 B を適用したものの合計 = ○円				

総額 円

5. 事業完了予定年月日 ○年○月○日

6. 添付書類

- (ア) 令和3年4月1日から10月31日の期間までの調達困難国からの調達について、調達実績量、調達先国、肥料の登録番号、調達元・調達先企業名が確認できる書類（例：調達元からの納品書、輸入業者保証票、輸入許可通知書等）
- (イ) その他農産局長が必要と認める書類等

7. 誓約・同意事項

事業実施主体は、補助金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	
------------------	-------	--

- 1 化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）及び申請の内容について、一切の虚偽はありません。
- 2 補助事業に係る報告や立入調査について、農産局長から求められた場合に応じます。
- 3 補助金の交付額算定の根拠となる書類等の証拠書類について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管し、農産局長から求められた場合は提出します。
- 4 以下の場合には、補助金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - ア 事業実施計画及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - イ 事業実施計画に記載したことを証明する書類が保存されていないこと、その他交付要件を満たさないことが判明した場合

(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。